

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和6年2月20日午後1時30分から令和6年第2回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	坂井	聡	第11番委員	高橋	新	一
第2番委員	小野	まり子	第12番委員	佐藤	新	浩
第3番委員	宮本	賢	第13番委員	佐藤	祝	弘
第5番委員	渡辺	好章	第14番委員	山路	和	弘
第6番委員	松本	隆	第15番委員	小坂	倫	充
第7番委員	高橋	重貴	第16番委員	岩野	悦	子
第8番委員	及川	宏和	第17番委員	小嶋	教	三
第9番委員	有住	寿哉	第18番委員	田口	敏	則
第10番委員	高橋	義隆	第19番委員	高橋	正	則
			第20番委員	菊地	成	壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口	潤
事務局長補佐	高橋	真一郎
係長	藤原	一裕
主事	巴	春菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明の審査について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原	一裕
主事	巴	春菜

- 議 長 只今から令和6年第2回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。  
時間 13時30分
- 議 長 4番倉田和久委員から欠席の届出があります。  
したがって、只今の出席委員は、19名であります。  
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には14番山路和弘委員、15番小坂倫充委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。  
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】  
報告が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 務 局 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。  
事務局 説明を求めます。  
【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 務 局 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。  
事務局 説明を求めます。  
【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 務 局 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。  
事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 5 番 委 員 5番渡辺です。番号3番の案件について、生前贈与の関係となっており、贈与を受ける方は認定農業者かと思いますが、認定期間を教えてください。

事 務 局 5番渡辺委員のご質問にお答えします。  
贈与を受ける方は、認定農業者ではありません。

第 5 番 委 員 5番渡辺です。税制上、認定農業者でない場合不利な点があると思いがと思いますがどうでしょうか。

事 務 局 5番渡辺委員のご質問にお答えします。  
認定農業者であれば、生前一括贈与に伴う税制上の優遇がありますが、それも踏まえて司法書士等に相談した結果、通常贈与とし3条での申請にすることとしたものです。

議 長 その他、質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。  
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。  
事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
ここで、現地調査の報告を求めます。  
番号1号の案件について18番田口敏委員より報告願います。

第 1 8 番 委 員 18番田口です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。  
2月19日午後、街地区の高橋重貴委員、三ヶ尻地区の及川宏和委員、有住寿哉委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。  
譲受人である[ ]が共同住宅1棟を建築するため、[ ]さん所有の田を売買により取得し転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額融資により実施することを金融機関からの融資証明書により確認しています。

現地は、周辺がすべて宅地化されているほか、雨水については敷地内に水路を設置し北側町道水路へ放流するとともに、境界にはコンクリートブロック積擁壁を設置し土砂の流出を防止する計画となっていることから、周辺への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。

以上で現地報告を終わります。

ご苦労様でした。

次に番号2番の案件について15番小坂倫充委員より報告願います。

15番小坂です。番号2番の案件について、現地調査の報告をいたします。

2月19日午前に、北部地区の宮本賢委員、岩野悦子委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である[ ]が現在実施している、事業用地としての分譲造成に伴う開発道路を町へ帰属するにあたり、保護路肩が必要となったことから、[ ]さん所有の畑を、売買により取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、「おおむね10ヘクタール以上の農地区域内にある農地」であり、第1種農地となりますが、「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成するうえで、当該農地を供することが必要であると認められる場合。ただし、事業の総面積に占める第1種農地の面積割合が3分の1を超えないもの。」という例外規定に該当すると判断されます。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを金融機関からの残高証明書により確認しています。

現地は、西側が所有者の畑、南側が道路を挟んで田と接していますが、雨水については道路側溝に排水する計画であることから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。

以上で現地報告を終わります。

ご苦労様でした。

次に番号3番から5番の案件について14番山路和弘委員より報告願います。

14番山路です。番号3番から5番の案件について、現地調査の報告をいたします。

議 長

第15番委員

議 長

第14番委員

2月19日午後に、南方地区の高橋義隆委員と佐藤浩幸委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

申請人である[ ]が宅地分譲地9区画を造成するため、農地所有者の[ ]さん、[ ]さん、[ ]さんから農地を売買により取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業費については、全額自己資金により実施することを、金融機関の残高証明書により確認しております。

現地は、西側が農地、南側が町道を挟んで農地と接しておりますが、L型擁壁や側溝の整備により、土砂や雨水等の流出を防止する計画となっていることから、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。

以上で現地報告を終わります。

議

長

ご苦労様でした。  
これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議

長

質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議

長

討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議

長

挙手全員であります。  
よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議

長

日程第8、議案第3号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事  
務  
局  
議

務

局  
長

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。

ここで、利用権設定番号4番から9番の案件について7番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

——7番委員退席——

議

長

これより、利用権設定番号4番から9番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

- 議 長 ——なしの声あり——  
 質疑なしと認めます。  
 討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——  
 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 利用権設定番号4番から9番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ——全員挙手——  
 挙手全員であります。  
 よって、本案件は原案のとおり決定しました。  
 7番高橋重貴委員の入席を許します。
- 議 長 ——7番委員入席——  
 7番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
 それでは、議案第3号の所有権移転並びに利用権設定番号1番から3番及び10番から33番の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 第5番委員 5番渡辺です。18番から23番までの案件は、特定地域であり、貸借の期間も短いようなので、なにか事情があるのでしょうか。
- 事務局 5番渡辺委員のご質問にお答えします。こちらの地域では地元で受け手がなくなってきたため、今回の方々が受けてくれることとなりました。そのため、圃場条件を確認するためにも、短い期間での契約となっております。
- 第5番委員 5番渡辺です。使用貸借が多いように見えますが、事情や傾向があるのでしょうか。
- 事務局 5番渡辺委員のご質問にお答えします。圃場条件によって、使用貸借としているところもあります。また、土地改良区費を耕作者が負担する代わりに、使用貸借としているケースもあります。
- 議 長 その他質疑ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——  
 質疑なしと認めます。  
 討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——  
 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第3号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ——全員挙手——  
 挙手全員であります。  
 よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第9、議案第4号贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査についてを議題とします。  
 事務局 説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第4号贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業  
を行っている等の証明願の審査について、証明することに賛成する委  
員の挙手を求めます。  
——全員挙手——

議長 挙手全員であります。  
よって、本案は証明することに決定しました。

議長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。  
令和6年第2回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。  
ご苦労さまでした。

時間 14時10分